第3章　地域活性化の推進

第1節　地方創生2.0に向けた取組

地方創生の取組が始まって10年が経過し、我が国全体の人口減少が続く中、産業活性化、出産・子育て支援、移住促進等の取組により、人口が増加した地域もみられる。一方、東京一極集中の大きな流れを変えるには至らず、若者や女性が地方を離れる動きが加速している。我が国の成長力を維持していくためには、都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を創っていく必要がある。それぞれの地域の「楽しい」取組が拡がっていくよう、次の10年を見据えた地方創生2.0を起動する必要がある。国土交通省としても、地方創生の実現に向け、総合的に取り組む。

まず、暮らしに必要な生活サービスを確保し、若者・女性にも選ばれる地方を実現するため、地域生活圏の形成促進、コンパクト・プラス・ネットワークの推進や地域資源を活用した個性あるまちづくり、地域の足の確保等、「交通空白」の解消、ジェンダー主流化に取り組むとともに、地域の防災力を強化する。

また、地方への人や企業の分散に向けて、二地域居住を促進するとともに、高規格道路やリニア・整備新幹線等、都市と地方を結ぶ交通ネットワークの整備等に取り組む。

また、活力ある地方経済の創出に向けて、地域観光資源の磨き上げや観光地の高付加価値化、建設業・物流業等の産業連携によるシナジー効果の創出、再生可能エネルギーの地産地消に取り組む。

これらの取組を進めるため、空き家を積極的に活用することで二地域居住を促進する等、地方への人の流れの創出に取り組む。未来社会を地方から構築すべく、自動運転やドローン等の新技術を積極的に取り入れることで新しい付加価値を生み出すとともに、広域連携等によるメンテナンス体制の強化や、地域の将来像を踏まえたインフラの集約・再編を進める。また、地方の発展を支える強靱で効率的な人流・物流ネットワーク（高規格道路、リニア・整備新幹線等）の整備を計画的に進める。

第2節　地域活性化を支える施策の推進

1　地域や民間の自主性・裁量性を高めるための取組

（1）地方における地方創生・地域活性化の取組支援

地域の発展及び持続可能性の向上を図ることを目的に、創意工夫を活かした自主的な優れた地域づくり活動に対し、各団体と協働し「地域づくり表彰（国土交通大臣表彰等）」を昭和59年度より実施している。41回目となる令和6年度は、全国より45件の推薦があり、計9件を表彰した。

財政面の支援としては、新しい地方経済・生

【関連リンク】
厚真町・勝浦町・薩摩川内市の地域づくり3団体が「国土交通大臣賞」を受賞
～「新時代に地域力をつなぐ国土」を体現する9団体を令和6年度「地域づくり表彰」受賞団体に決定～
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001842525.pdf

活環境創生交付金や、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）等により、地方が地域全体で共創する、地方創生に資する事業を実施できるよう、支援を行っている。

また、全国各地の個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組を一層推進するため、社会インフラと関わりのある地域活性化の取組を「手づくり郷土賞（国土交通大臣表彰）」として昭和61年度より表彰している。39回目となる令和６年度は13件（一般部門11件、大賞部門２件）が同賞を受賞した。

（２）民間のノウハウ・資金の活用促進

地方都市の成長力・競争力の強化を図るため、広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する民間都市開発事業で国土交通大臣認定を受けた優良な民間都市開発事業等に対し、一般財団法人民間都市開発推進機構による出資等の支援を行った。あわせて、同機構が地域金融機関や地方公共団体等との間で設立するまちづくりファンドを通じて、一定のエリア内において連鎖的に行われるリノベーション事業、クラウドファンディングや寄付（ふるさと納税含む）を活用した事業を出資等により支援した。

また、まちの魅力・活力の維持・向上を通じた地域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図るため、民間まちづくり活動における先進団体が持つ、活動を行う中で一定の収益を継続的に得ることができるノウハウ等を、これから活動に取り組もうとする他団体に水平展開するための普及啓発に関する事業等への支援や、官民連携によるエリア価値向上の取組をより一層推進するため先進的な取組や合意形成手法等について普及啓発を行った。

さらに、まちなかにおける道路、公園、広場等の官民空間の一体的な利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進するため、「都市再生特別措置法」等に基づき、引き続き法律・予算・税制のパッケージで支援した。

加えて、首都高速道路日本橋地区の地下化の取組では、老朽化対策のみならず、その機能向上を図るとともに、日本橋川周辺の水辺空間の再生や都心のビジネス拠点の整備等の民間再開発プロジェクトと連携している。あわせて、地域の賑わい・交流の場の創出や道路の質の維持・向上を図るため、立体道路制度等を活用した官民連携による取組を推進している。このほか、平成27年度に改正「構造改革特別区域法」が施行され、民間事業者による公社管理有料道路の運営が可能となった。

【関連リンク】
令和６年度 手づくり郷土賞（国土交通大臣表彰）13 件を認定！
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000340.html

【関連リンク】
国土交通省「地域づくり表彰」ウェブサイト
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001705457.pdf

【関連リンク】
手づくり郷土賞
URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/index.html

【関連リンク】
官民連携まちづくりポータルサイト
URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

（3）スモールコンセッションの推進

スモールコンセッション[注1]の推進のため、事業の進め方が分からない、官民の連携体制が構築できない等の課題を解消することを目的とし、産官学金等の多様な関係者が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」を令和６年12月16日に設立した。また、スモールコンセッションの機運醸成・理解促進のためのシンポジウム等の開催や、事例等を掲載した専用のHPの開設を通じて、全国的な普及・啓発を図った。

2 コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた総合的取組

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする都市の周辺等の交通ネットワーク形成は、居住や都市機能の集積を図ることにより、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性の向上等による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減等の具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段であり、中長期的な視野をもって継続的に取り組む必要がある。

コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた市町村の取組を促進するため、経済的インセンティブによって居住と都市機能の立地誘導を進める「立地適正化計画制度」を創設した。令和６年度末時点において、立地適正化計画の作成については、907市町村が具体的な取組を行っており、そのうち、636市町村が立地適正化計画を作成・公表済みとなった。地域公共交通計画については、令和６年度末において、1,184件が公表済みとなった。

また、こうした市町村の取組が、医療・福祉、住宅、公共施設再編、国公有財産の最適利用等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携による総合的な取組として推進されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」（事務局：国土交通省）を通じ、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」等に取り組んでいる。

さらに、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化を進めるとともに、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成し、そのような公共交通軸で結ばれる拠点内の回遊性や滞在快適性を向上させ、持続可能な多極連携型のまちづくりの取組を推進していく。

3 地域特性を活かしたまちづくり・基盤整備

（1）民間投資誘発効果の高い都市計画道路の緊急整備

市街地における都市計画道路の整備は、沿道の建替え等を誘発することで、都市再生に大きな役割を果たしている。このため、残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線について、地方公共団体（事業主体）が一定期間内の完了を公表する取組（完了期間宣言路線（令和６年４月現在52事業主体134路線））を通じ、事業効果の早期発現に努めている。

注１　廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模なＰＰＰ／ＰＦＩ事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

（２）交通結節点の整備

鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点には、様々な交通施設が集中し、大勢の人が集まるため、都市再生の核として高い利便性と可能性を有する。

このため、品川駅や神戸三宮駅、虎ノ門ヒルズ駅等の交通結節点及びその周辺において、直轄道路事業、又は社会資本整備総合交付金や国際競争拠点都市整備事業、都市・地域交通戦略推進事業、鉄道駅総合改善事業等の活用により、交通機関相互の乗換え利便性の向上や鉄道等により分断された市街地の一体化、駅機能の改善等を実施し、都市交通の円滑化や交通拠点としての機能強化等を推進している。

（３）交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化

バスタ新宿をはじめとする集約型公共交通ターミナル『バスタプロジェクト』について、官民連携を強化しながら戦略的に展開して、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れの促進や生産性の向上、地域の活性化や災害対応の強化等のため、バスを中心とした交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を推進している。

また、バスタ整備の推進に向け、運送事業者専用の停留施設（特定車両停留施設）を道路附属物に位置付けるとともに、施設運営に民間のノウハウを導入するコンセッションの活用を可能とする「道路法」等の改正法が、令和２年５月に成立し11月に施行された。

令和６年度は、品川駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅をはじめとする全国７か所で事業を推進するとともに、15か所で交通拠点における機能強化の必要性等の調査を推進した。

このほか、カーシェアリングやシェアサイクルといった新たな交通モードについて、道路空間を有効活用しながら、公共交通との連携を強化させる取組を推進している。東京都においては、地下鉄大手町駅及び新橋駅付近に、カーシェアリングステーションを設置し、公共交通の利用促進の可能性を検証する社会実験を実施している。今後は、この社会実験の結果を踏まえながら、道路空間の有効活用による道路利用者の利便性向上に向けた検討を進めていく。

（４）企業立地を呼び込む広域的な基盤整備等

各地域が国際競争力の高い成長型産業を呼び込み集積させることは、東アジアにおける競争・連携及び地域活性化の観点から大きな効果がある。このため、空港、港湾、鉄道や高規格道路ネットワーク、半導体等の大規模な生産拠点整備を支える周辺インフラ等、地域の特色ある取組のために真に必要なインフラへ集中投資を行い、地域の雇用拡大・経済の活性化を支える施策を推進している。

①空港整備

国内外の各地を結ぶ航空ネットワークは、地域における観光振興や企業の経済活動を支え、地域活性化に大きな効果がある。アジア等の世界経済の成長を我が国に取り込み、経済成長の呼び水となる役割が航空に期待される中、我が国全体の国際競争力や空港後背地域の地域競争力強化のため、国際貨物輸送の拠点機能向上や空港ターミナル地域再編による利便性向上等を図っている。

【関連リンク】
品川駅西口駅前広場の将来イメージ
URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00018.html

【関連リンク】
バスタプロジェクト
URL：https://www.mlit.go.jp/road/busterminal/

②港湾整備

四方を海に囲まれている我が国においては、海外との貿易の大部分を海上輸送が担っており、国内においても、地域間の物流・交流等に海上輸送が重要な役割を担っている。こうした中で、港湾インフラは海外との貿易の玄関口であるとともに、企業活動の場として日本の産業を支えている。物流効率化等による我が国の産業の国際競争力の強化、雇用と所得の維持・創出を図るため、地域の基幹産業を支える港湾において、国際物流ターミナルの整備等を行っている。

③鉄道整備

全国に張り巡らされた幹線鉄道網は、旅客・貨物輸送の大動脈としてブロック間・地域間の交流を促進するとともに、産業立地を促し、地域経済を活性化させることで、地域の暮らしに活力を与えている。特に全国一元的なサービスを提供する貨物鉄道輸送は、ネット・ゼロの実現やトラックドライバー不足の中で、環境に優しく効率の高い大量輸送手段として大きな役割が期待されている。

④道路整備

迅速かつ円滑な物流の実現等により国際競争力を強化するとともに、地域活性化の観点から高規格道路等の幹線道路ネットワークの形成を進めている。

（５）地域に密着した各種事業・制度の推進

①道の駅

「道の駅」は道路の沿線にあり、駐車場、トイレ等の「休憩機能」、道路情報や地域情報の「情報発信機能」、地域と道路利用者や地域間の交流を促進する「地域の連携機能」の３つを併せ持つ施設で、令和７年３月末時点1,230駅が登録されている。

近年、地元の名物や観光資源を活かして、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献するなど、全国各地で「道の駅」を地域活性化の拠点とするだけではなく、災害時の防災拠点としての活用や子育て応援施設の整備等の取組も進展している。「地方創生・観光を加速する拠点」及び「ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献」というコンセプトの実現に向けて、「まち」と「道の駅」が一体で戦略的に連携する取組を推進していく[注2]。

②高速道路の休憩施設の活用による拠点の作成

高速道路利用者だけの使用を前提とした「高速道路の休憩施設」は、近年、ウェルカムゲートやハイウェイオアシス等により、沿道地域への開放による地域活性化が図られており、その促進のため、関係機関が連携の上、進捗状況に応じた支援を実施している。

③官民連携による道路管理の充実

道路の管理は、これまでも地域の方々と協働しながらボランティア・サポート・プログラム（VSP）等により民間団体等の協力を得て進めている。さらに「道路法」により指定された道路協力団体は、地域の魅力向上のための道路の美化活動やイベント等を実施し、オープンカフェ等の収益活動により、道路管理の充実を図っている。なお、道路協力団体が行う道路に関する工事や道路占用の手続について、業務内容の範囲において柔軟化しており、令和７年３月末までに直轄国道において45団体を指定している。

【関連リンク】
道の駅
URL：https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html

【関連リンク】
海の駅
URL：https://www.umi-eki.jp/

注２　令和元年の『「道の駅」第３ステージの提言』に示されたもので、令和２年からを「道の駅」第３ステージとして位置付けている。

④「かわまちづくり」支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進している。令和６年８月末までに286か所が「かわまちづくり」支援制度に登録している。

⑤地域住民等の参加による地域特性に応じた河川管理

河川環境に関する専門的知識や豊かな川づくりに熱意を有する人を河川環境保全モニターとして委嘱し、河川環境の保全、創出及び秩序ある利用のための啓発活動等をきめ細かく行っている。

また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱し、河川へのごみの不法投棄や河川施設の異常といった河川管理に関する情報の把握及び河川管理者への連絡や河川愛護思想の普及啓発に努めている。

⑥海岸における地域の特色を活かした取組への支援

海岸利用を活性化し、観光資源としての魅力を向上させることを目的に、砂浜確保のための養浜や海岸保全施設等の整備を行う海岸環境整備事業の支援を行っている。海岸保全に資する清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行う法人・団体を海岸協力団体に指定することにより、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を推進しており、令和６年６月時点で26団体が指定されている。

⑦港湾を核とした地域振興

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が申請に基づき「みなとオアシス」として登録している（令和７年３月31日時点、166か所）。

「みなとオアシス」は、「みなとオアシス全国協議会」等が主催する「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」等の様々な活動を通じ、地域の賑わい創出に寄与している。

近年では、クルーズ船寄港時のおもてなし等、港湾の多様化するニーズに対応するため、官民連携による港湾の管理等を促進するなどの目的で、港湾管理者が適正な民間団体等を指定する「港湾協力団体」制度を活用し、みなとを核とした地域の更なる活性化を図ることとしている（令和７年３月31日時点、45団体）。

また、令和４年12月には、港湾緑地等において収益施設の整備とそこから得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）を創設し、官民連携によるみなとの賑わい空間を創出することとしており、令和７年３月31日時点で２件認定されている。

⑧プレジャーボートの利用振興

ボートの利用振興や市場拡大を目的に、既存

【関連リンク】
「みなとオアシス」の概要
URL：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk1_000001.html

【関連リンク】
「みなと緑地 PPP」の概要
URL：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html

のマリーナや漁港等の施設を活用して、ボート利用者がクルージング時に気軽に寄港して憩える「海の駅」の設置を推進しており、令和７年３月末時点で180駅が登録されている。

（６）地籍整備の積極的な推進

災害後の迅速な復旧・復興、インフラ整備の円滑化等に資する地籍整備を円滑かつ迅速に推進するため、「第７次国土調査事業十箇年計画（令和２年５月26日閣議決定）に基づき、地籍調査を行う市町村等への財政支援のほか、新たな調査手続や効率的な調査手法の活用促進、国が実施する基本調査による先進的・効率的な調査手法の事例の蓄積・普及、地籍調査以外の測量成果の活用を推進している。

（７）大深度地下の利用

大深度地下の利用については、大深度地下使用制度に関する内容をウェブサイトに掲載する等、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図っている。

4 広域圏の自立・活性化と地域・国土づくり

（１）新時代に地域力をつなぐ国土・地域づくり

①広域的地域活性化のための基盤整備の推進

自立的な広域圏の形成に向け、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図るため、令和６年度においては、36府県が、２～４府県ごとに協働して33の共通目標を掲げ、のべ80の府県別の広域的地域活性化基盤整備計画を作成しており、同計画に基づくハード・ソフト事業に対して、交付金を交付した。

②官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

官民が連携して策定した広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、令和６年度においては、地方公共団体が行う概略設計やPPP/PFI導入可能性検討といった事業化に向けた検討に対して、16件の支援を行った。

③連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成

地方圏の政令指定都市・中核市等を中心とする一定規模以上の人口・経済を擁する都市圏においては、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の実現を目指す「連携中枢都市圏」の形成を促進しており、令和６年４月１日時点で合わせて38圏域が形成されている。国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業等について、連携中枢都市圏で策定された都市圏ビジョンに基づき実施される事業に対して一定程度配慮するなどの支援を行っている。

（２）地域の拠点形成の促進等

「多極分散型国土形成促進法」に基づく業務核都市において、引き続き、業務施設の立地や諸機能の集積の核として円滑に整備が実施されるよう、必要な協力を行っている。さらに、「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、文化・学術・研究の拠点形成を目指すため、地元関係機関等と連携し、関西文化学術研究都市の建設を推進している。

【関連リンク】
大深度地下利用
URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/daisindo/index.html

5 地域の連携・交流の促進

（1）地域を支える生活幹線ネットワークの形成

医療や教育等の都市機能を有する中心地域への安全で快適な移動を実現するため、日常の暮らしを支える道路網の整備や現道拡幅等による隘路の解消を支援している。また、合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村内の中心地や公共施設等の拠点を結ぶ道路、橋梁等の整備について、社会資本整備総合交付金等により推進している。

（2）都市と農山漁村の交流の推進

高規格道路等の整備による広域的な交流・連携軸の形成、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための住宅・宅地供給、交流の拠点となる港湾の整備等を実施している。

（3）二地域居住等の推進

二地域居住等を促進するための「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が、令和６年11月に施行された。これを基に、市区町村による「特定居住促進計画」の策定を後押しするとともに、地域のコーディネーター役となる「特定居住支援法人」の育成を進めている。また、二地域居住等の促進に当たって課題となる「住まい」「なりわい」「コミュニティ」の解決のため、住宅、コワーキングスペース、交流施設の整備等を支援している。同年10月には地方自治体と多様な民間事業者から構成される「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が発足し、優良事例の共有や発信、更なる課題の解決に向けた議論が行われている。

（4）地方版図柄ナンバーの導入について

地域・観光振興の促進を目的に「走る広告塔」として、平成30年10月より、地方版図柄入りナンバープレートを導入した。令和５年10月には新たに10地域を追加し、全国73の地域名表示で交付を行っている。７年５月には全国５地域において新たな地域名表示の同ナンバープレートの交付を予定している。申込時には寄付が可能であり、集まった寄付金は各地域の交通改善や地域・観光振興等の取組に充てられる。

また、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催機運の醸成を図ることを目的に、大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートを令和４年10月から７年12月まで交付する。申込時には寄付が可能であり、集まった寄付金は大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる。

6 地域の移動手段の確保

（1）地域の生活交通の確保・維持・改善

地域交通は買い物、医療、教育といった日常生活に不可欠なサービスを支えているほか、インバウンドの地方誘客を促す観点からも大変重要であり、まさに「地方創生の基盤」である。

このため、地域公共交通確保維持改善事業において、多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備、バリアフリー化等、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援している。

また、全国各地における喫緊の課題である「交通空白」を解消するため、令和６年７月に設置された国土交通省「交通空白」解消本部のもと、首長等への訪問、自治体での事業者への橋渡し、都道府県との連携した取組等、地方運輸局による伴走支援等を行いつつ、同年11月

には「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを立ち上げ、パイロット・プロジェクトの創出・全国への浸透等といった国による総合的な後押しにより、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めている。

さらに、地方公共団体における総合的な交通施策の立案に当たって参考となるよう、デジタル技術活用の事例等、地域交通確保のための必要な調査を行い、今後の地域交通のあり方を検討した。

（２）地域バス路線への補助

地域の需要規模や人口特性に応じた最適な生活交通ネットワークの確保・維持が可能となるよう、地域をまたがる地域間幹線バスや地域内のバス交通・デマンド交通等の運行に対する支援を強化するとともに、バス車両の更新への支援を引き続き行う。また、キャッシュレス化の推進等、バス事業者におけるDX化等の経営効率化・経営力強化を図る取組等に対して支援を行い、利便性・生産性・持続可能性が向上する形で地域交通の再構築を促進する。

（３）地域の自家用車・ドライバーの活用

地域交通における「担い手」や「移動の足」不足への対応のため、地域の自家用車・ドライバーを活用した日本版ライドシェアを令和５年度に創設した。また、雨天・酷暑、イベント関係時における時期・時間帯や車両数の拡大のほか、地方部においては電話・現金支払いによる利用を可能とする等、地域の実情やニーズを踏まえ、累次のバージョンアップを行った。

これにより、全47都道府県で日本版ライドシェアが導入され、令和５年と導入後の令和６年以降の配車アプリのマッチング率を月ごとに比較すると、多くの時間帯で改善された。

（４）地域鉄道の活性化、安全確保等への支援

中小民鉄や第三セクターが運営する地域鉄道は、通勤や通学の足として沿線住民の暮らしを支えるとともに、観光等地域間の交流を支える基幹的な公共交通として、重要な役割を果たしているが、その経営は極めて厳しい状況にある。このため、鉄道施設総合安全対策事業費補助や地域公共交通確保維持改善事業等及び税制特例により、安全設備の整備等に対して支援している。

（５）地方航空路線の維持・活性化

地域航空を持続可能なものとするため、国土交通省では有識者からなる研究会等において検討を行い、その結果、令和元年10月に九州の地域航空３社（天草エアライン、オリエンタルエアブリッジ、日本エアコミューター）及び大手航空２社（全日本空輸、日本航空）が「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」を設立し、様々な協業の取組を進めた。５年10月には上記５社が同組合を発展させ、新

【関連リンク】
地域の関係者による連携・協働のカタログ
URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745860.pdf

【関連リンク】
地域のモビリティ確保支援
URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000001.html

【関連リンク】
総合交通メールマガジン
URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000005.html

【関連リンク】
地域公共交通確保維持改善事業
URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

たに「地域航空サービスアライアンス協議会」（EAS Alliance）を設立し、地域航空における協業が一層効果的なものとなるよう取り組んでいる。

（6）離島との交通への支援

離島航路は、離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠な交通手段である。令和５年度は283航路で輸送人員需要は約37百万人（ここ５年で約12％減少）となっているが、その多くは本土より深刻な人口減少、高齢化により、航路の運営は極めて厳しい状況である。このため、唯一かつ赤字が見込まれる航路に対し、地域公共交通確保維持改善事業により、運営費への補助、離島住民向け運賃割引への補助、運航効率のよい船舶建造への補助を行っている（令和７年３月末現在の補助対象航路：125航路）。

離島航空路については、地域の医療の確保をはじめ、離島の生活を支えるのに欠かせない交通手段であることから、安定的な輸送の確保を図るため、離島に就航する航空運送事業者に対して、総合的な支援（予算：機体購入費補助、運航費補助等　公租公課：着陸料の軽減、航空機燃料税の軽減措置等）を講じている。なお、令和６年度の離島航空路線の数は63路線、うち国庫補助対象は17路線となっている。

第３節　民間都市開発等の推進

1　民間都市開発の推進

（1）特定都市再生緊急整備地域制度等による民間都市開発の推進

都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国54地域（令和７年３月末時点）が「都市再生緊急整備地域」に政令指定され、各地域で様々な都市開発事業が着々と進行している。また、昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長をけん引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業・人等を呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが、重要な課題になっている。このため、特に都市の国際競争力の強化を図る地域として、15地域（令和７年３月末時点）が「特定都市再生緊急整備地域」に政令指定され、多くの地域において、官民連携による協議会により整備計画が作成されている。整備計画に基づき、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援する補助制度として、国際競争拠点都市整備事業を設けている。

（2）都市再生事業に対する支援措置の適用状況

①都市再生特別地区の都市計画決定

既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とした上で、自由度の高い新たな都市計画を定める「都市再生特別地区」は、令和７年３月末現在で132地区の都市計画決定がなされ、うち95地区が民間事業者等の提案によるものとなっている。

②民間都市再生事業計画の認定

国土交通大臣認定（令和７年３月末現在170件）を受けた民間都市再生事業計画については、一般財団法人民間都市開発推進機構による金融支援（メザニン支援事業）や税制上の特例

【関連リンク】
都市再生緊急整備地域
URL：https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi_list/index.html

措置が講じられている。

（3）大街区化の推進

我が国の主要都市中心部の多くは、戦災復興土地区画整理事業等により街区が形成されており、現在の土地利用や交通基盤、防災機能に対するニーズ等に対して、街区の規模や区画道路の構造が十分には対応できていない。大都市の国際競争力の強化や地方都市の活性化、今日の土地利用ニーズを踏まえた土地の有効高度利用等を図るため、複数の街区に細分化された土地を集約し、敷地の一体的利用と公共施設の再編を推進している。

第４節　特定地域振興対策の推進

1 豪雪地帯対策

豪雪地帯は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、全国で532市町村が指定され、国土の51％に及ぶ広大な面積を占めており、毎年の恒常的な降積雪によって住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。このため、同法及び「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、交通の確保、生活環境・国土保全関連施設の整備、除排雪の担い手の確保及び親雪・利雪の取組の促進等の対策を推進している。特に、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」により、将来を見据えた戦略的な方針の策定と持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援している。

2 離島振興

「離島振興法」に基づき、都道県が策定した離島振興計画による離島振興事業を支援するため、公共事業予算の一括計上に加え、「離島活性化交付金」により、離島における産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組への支援を行っている。また、「離島広域活性化事業」により、移住者受入れのための空き家の改修、シェアオフィスや交流施設の整備、安全な定住環境のための避難施設の整備等への支援を行っている。加えて、ICTやドローン等の新技術を離島の課題解決に役立てる「スマートアイランド推進実証調査」を行っているほか、離島と都市との交流事業「アイランダー」を開催している。

3 奄美群島・小笠原諸島の振興開発

世界自然遺産に登録された自然環境をはじめとする様々な魅力を有する奄美群島や小笠原諸島について、令和６年に「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」を延長・改正し、両地域の自立的で持続可能な発展や定住の促進に加え、移住の促進を図るため、社会資本整備や、地域の特性に応じた産業振興及び移住促進住宅の整備等の取組を支援している。

【関連リンク】
民間都市再生事業計画に係る支援措置
URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html

4 半島振興

「半島振興法」に基づき、道府県が作成した半島振興計画による半島振興施策を支援するため、半島振興対策実施地域（令和７年４月現在23地域（22道府県194市町村））を対象として、「半島振興広域連携促進事業」により、半島地域における資源や特性を活かした交流促進、産業振興、定住促進に資する取組への補助を行っている。

また、半島への誘客促進、半島産品の認知度向上、販路拡大等のための官民連携体制構築に必要な実証調査を行うとともに、「半島税制」による産業の振興等や、半島循環道路等の整備を図っている。さらに、半島振興を引き続き実施するため、法期限の延長と能登半島地震等の教訓を踏まえた内容の拡充を行う同法の延長・改正法律案が議員立法により令和７年３月26日に成立した。

第５節 北海道総合開発の推進

1 北海道総合開発計画の推進

（１）北海道総合開発計画について

我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与するため、明治２年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、積極的に北海道開発を推進してきた。

令和６年３月、新型コロナウイルス感染症の拡大や2050年ネット・ゼロに向けた国の政策展開、さらにはウクライナ情勢等を背景とした食料安全保障問題の顕在化等、我が国を取り巻く状況の変化を受け、計画期間を令和６年度からおおむね10年間とする「第９期北海道総合開発計画」が閣議決定された。

（２）第９期北海道総合開発計画の推進

第９期北海道総合開発計画は、次に掲げる２つの目標達成に向け、諸施策を進めている。

①我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道

官民の垣根を越えた共創により、他で代替できない北海道の価値を最大化するため、食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展、観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり、地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現、地域の強みを活かした成長産業の形成、自然共生社会・循環型社会の形成等に向けた取組を進めている。

②北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間[注３]の維持・発展と強靱な国土づくり

北海道の価値を生み出す生産空間の定住環境を維持するため、デジタルの活用による生産空間の維持・発展、多様で豊かな地域社会の形成、北海道型地域構造を支え世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成、生産空間を守り

【関連リンク】
第９期北海道総合開発計画について
URL：https://www.mlit.go.jp/hkb/hkb_tk7_000112.html

注３　主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光、脱炭素化に資する森林資源、豊富な再生可能エネルギー導入ポテンシャル、そのほか多面的・公益的機能を提供し、北海道の価値を生み出している。

安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくりの取組を進めている。

2 特色ある地域・文化の振興

（1）アイヌ文化の振興等

アイヌ文化の復興・創造等の拠点であるウポポイ（民族共生象徴空間）については、国内外から多くの人々が訪れ、アイヌ文化に触れることを通じて理解を深めてもらえるよう、令和６年３月に策定した「ウポポイ誘客促進戦略」に基づき、園内コンテンツの充実や積極的な広報活動をはじめとする誘客施策を実施している。このほか「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）に基づき、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発等を推進している。

（2）北方領土隣接地域の安定振興

領土問題が未解決であることから、望ましい地域社会の発展が阻害されている北方領土隣接地域[注4]を対象に、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく第９期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（令和５年度～９年度）の下、魅力ある地域社会の形成のために必要な施策を総合的に推進している。

【関連リンク】
ウポポイ（民族共生象徴空間）
URL：https://ainu-upopoy.jp/

動画
アイヌ文化と出会う旅
URL：https://www.youtube.com/watch?v=X18o6t6QBDk

【関連リンク】
ウポポイ誘客促進戦略
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/hok01_hh_000062.html

【関連リンク】
北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する施策
URL：https://www.mlit.go.jp/hkb/hoppo.html

注４　根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町（１市４町）。